

《申請をする前に一読下さい》

助成金の正しいご活用をお願いします

以下の点にご留意いただき、申請をしていただきますようお願い致します。

- ★支給申請書、パンフレット等を十分お読みいただき、制度の趣旨及び支給対象となる要件等をご理解、ご確認の上、申請を行ってください。
- ★対象者について、他の助成金の申請を行っている場合は、事前に併給の可否について当センター宛にご確認ください。
- ★助成金の審査にあたってハローワークから訪問又は電話による調査・確認をさせていただく場合もあります。
- ★助成金の受給中や受給後に、対象者を事業主の都合により解雇、勧奨退職、契約更新の打ち切り等で離職させた場合は、支給された助成金を返還していただく場合もあります。
- ★雇入れ時の契約において継続して雇用すること（対象者の年齢が65歳以上に達するまで継続して2年以上継続して雇用すること）が「書面」にて確認できることが支給要件となっています。
雇入れ時の契約書等を作成していない、又は存在しない場合は不支給となります。

★雇用関係助成金について不正受給があった場合には、次のように厳しく取り扱われます。

- ① 支給前の場合は不支給となります。
- ② 支給後発覚した場合は、支給された助成金は返還しなければなりません。
- ③ 支給前の場合であっても支給後であっても、不正受給の処分決定日から起算して**5年間**は、その不正受給に係る事業所に対して雇用関係助成金は支給されません。
- ④ 不正の内容によっては、**不正に受給した事業主は告発されます。**
詐欺罪で懲役1年6ヶ月の判決を受けたケースもあります。
- ⑤ 不正受給が発覚した場合には、事業主名等の公表を行うことがあります。

※上記のことに予め同意していただけない場合には、雇用関係助成金は支給されません。
また、労働局をはじめ、各助成金の支給機関においては、助成金の不正受給がないかどうか、常に情報収集するとともに法令等に基づいて、立入検査等の実地調査をしています。